

担当者氏名	早矢仕綾子
電話番号	0566-93-3463
FAX番号	0566-93-3464
E-mail	kokoro@sakuraen.co.jp

別紙様式3

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和2年度届出用)

刈谷市長 殿

①	算定した加算区分<メニュー選択>	介護職員等特定処遇改善加算 I		
②	介護職員等特定処遇改善加算対象期間<選択>	令和元(2019)年10月	～	令和2(2020)年3月
③	処遇改善加算の見込額<添付書類1を自動集計>	1,595,591 円		
④	賃金改善の見込額(= i - ii)<添付書類1を自動集計>	1,669,975 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)<直接入力>	13,447,927 円		
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額(見込額)<直接入力>	11,777,952 円		
⑤	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v) (自動計算)	52,681 円	31.7 人	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)<直接入力>	13,447,927 円		
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額(見込額)<直接入力>	11,777,952 円		
	v) 当事業所における経験・技能のある職員数<直接入力>	31.7 人		
	【そのうち、月額8万円の改善または改善後の賃金が440万円以上となった者			
	1.0 人】			
設定できない場合の説明(チェック)	<input type="checkbox"/>	・小規模事業所等で加算額全体が少額である。		
	<input type="checkbox"/>	・小規模事業所等で加算額全体が少額である。職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を上げることが困難である。		
	<input type="checkbox"/>	・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の改装・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。		
	<input type="checkbox"/>	・その他		
⑥	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((iv - vii) / viii)		円	人
	vi)	加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額(見込額)	円	
	vii)	初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額(見込額)	円	
	viii)	当事業所における他の介護職の人数	人	
	【そのうち、改善後の賃金をもっとも高額となった者の賃金			
⑦	その他の職種(③)における平均賃金改善額(見込額)((ix - x) / xi)		円	人
	ix)	加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額(見込額)	円	
	x)	初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額(見込額)	円	
	xi)	当該事業所におけるその他の職種の人数	人	
	【そのうち、改善後の賃金をもっとも高額となった者の賃金			
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人あたりの平均賃金改善額について、可能な限り、具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方は必ず記載すること。			
特定処遇改善手当として労働時間数に応じて毎月75000円～5000円を支給した。対象職員は、すべての介護福祉士資格取得者①の基準に関しては、設立3年あまりであることから介護職員の経験年数は3年以上とした。				

